高速実験炉「常陽」の高経年化対策に関する評価の実施状況

平成19年5月18日 原子力規制室

1.経緯

平成16年2月、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則が 改正され、原子炉施設の保全に関する原子炉設置者の保安活動として「原子炉施設 の定期的な評価」が導入されるとともに、保安規定に記載する事項として同評価に 関することが追加された。

平成16年3月、文部科学省は、原子炉施設の定期的な評価を実施するための運用方針を原子炉設置者に提示した。この運用方針は、試験研究炉の特性を踏まえ、原子炉設置者自らが主体的に評価を行い、実施計画を策定して保全活動を実施することを基本としている。各原子炉設置者は、この運用方針に沿って経年変化に関する技術的な評価を行い、保全のために実施すべき措置に関する計画を策定して、保全活動を進めている。

平成17年3月、文部科学省は、施設定期検査の見直しを図るとともに、保安検査において保安活動の実施状況を確認するため、各原子炉設置者から原子炉施設の高経年化対策に関する評価の報告を求めた。

平成18年6月、文部科学省は、第23回研究炉等安全規制検討会での審議を経て、各原子炉設置者の評価・保全計画等に文部科学省としての評価・検討を加え、平成16年3月の運用方針の見直し等を行って、より効果的な高経年化対策に資することを決定した。

2. 実施状況

上記の決定に基づき文部科学省は、まず独立行政法人日本原子力研究開発機構大 洗研究開発センター(南地区)原子炉施設(高速実験炉「常陽」)の高経年化対策に ついて、独立行政法人日本原子力研究開発機構が提出した報告に対し、文部科学省 としての評価を実施し、その結果をとりまとめることとした。

高速実験炉「常陽」の高経年化に関する評価は、平成16年3月の運用方針に添付された実施細目を参考として実施されている。このため文部科学省としては、実施細目の判断基準に基づき適切に評価が実施されているかどうかについて検討している。また、実施細目の内容を見直すことについても検討している。

本検討の過程においては、別紙に示す原子力安全技術アドバイザーから専門的意見を聴いている。

(別紙)

高速実験炉「常陽」の高経年化対策に関する評価について 専門的意見を聴いている原子力安全技術アドバイザー

氏 名 所属

斉藤 勲 国立大学法人東京大学

丹沢 富雄 学校法人五島育英会

ニノ方 壽 国立大学法人東京工業大学

松井 秀樹 国立大学法人東北大学

三澤 毅 国立大学法人京都大学

吉田 和夫 学校法人慶應義塾

和田 章 国立大学法人東京工業大学

(敬称略、50音順)